

小田原市企業誘致推進条例

(目的)

第1条 この条例は、当分の間の措置として、企業等の立地について奨励措置を講ずることにより、地域と調和し、持続的な成長が見込まれる産業を営む企業等の工業系地域等への誘致を推進し、もって本市の産業の振興に寄与するとともに、雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工業系地域等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（小田原都市計画区域区分（平成21年神奈川県告示第456号）において工業系の特定保留区域として定められていた地域（同号に規定する用途地域が定められた区域を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 企業等 営利を目的とした事業を営む法人又は個人をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者（その発行済株式の総数の100分の50以上の株式を有する者又はその出資の額の100分の50以上の額の出資をしている者が同項各号に掲げる中小企業者以外の企業等である場合を除く。）をいう。
- (4) 立地 市内における次に掲げる行為をいう。
 - ア 企業等が、土地を取得し、若しくは賃借し、又は家屋を新築し、取得し、若しくは賃借し、新たに事業を開始すること。
 - イ 市内で継続して10年以上事業を営む企業等が、家屋を新築し、増築し、改築し、若しくは賃借し、又はこれらに伴い償却資産を取得し、事業を拡張すること。
- (5) 投下資本額 一の事業所における立地に係る事業の用に供する固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）の取得に要した費用の総額から次に掲げる額を控除したものをいう。
 - ア 当該固定資産の取得について、国、他の地方公共団体その他公共的団体から補助金、奨励金その他これらに類するもの（企業誘致等を目的として神奈川県が交付する助成金を除く。）の交付を受けた場合における当該交付を受けた額に相当する額
 - イ 当該固定資産の取得に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額

(立地に係る奨励措置を受けるための要件)

第3条 企業等は、次に掲げる要件を満たす立地を行ったときは、第5条及び第6条の規定による奨励措置を受けることができる。

- (1) 工業系地域等における立地であること。
- (2) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち製造業、自然科学研究所又は情報通信業を営む事業所に係る立地であること。
- (3) 当該立地に係る投下資本額が1億円（中小企業者にあつては、5,000万円）以上であること。
- (4) 前条第4号アに該当する立地にあつては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間に当該立地に係る土地を取得し、若しくは賃借し、又は家屋を新築し、取得し、若しくは賃借すること。
- (5) 当該立地に係る事業を令和15年3月31日までに開始し、又は拡張すること。
- (6) 当該立地に係る事業を当該立地の日から起算して10年以上継続する見込みがあること。
- (7) 当該立地に係る関係法令を遵守し、周辺環境に十分配慮したものであること。
- (8) 当該立地に係る事業が本市の産業の振興に寄与するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する企業等は、第5条及び第6条の規定による奨励措置を受けることができない。

- (1) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している場合
 - (2) 法人にあつては、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等である場合
 - (3) 個人にあつては、小田原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等である場合
- (立地に係る奨励措置の申請)

第4条 次条及び第6条の規定による奨励措置を受けようとする企業等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その適否を審査し、次条及び第6条の規定による奨励措置の適用を決定したときは、速やかにその旨を当該申請をした企業等に通知するものとする。

(立地に係る固定資産税及び都市計画税の税率の特例)

第5条 小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の規定にかかわらず、前条第2項の規定による決定を受けた企業等（以下「適用企業」という。）がその事業の用に供している当該立

地に係る固定資産については、当該立地の日の属する年の翌年の1月1日（当該立地の日が1月1日である場合にあっては、同日）を賦課期日とする年度から5年度分に限り、固定資産税の税率は100分の0.7とし、都市計画税の税率は100分の0.1とする。

（立地奨励金の交付）

第6条 市長は、適用企業に対し、規則で定めるところにより、当該立地に係る投下資本額の10分の1に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円）を立地奨励金として交付するものとする。

2 前項に規定する立地奨励金の上限額にかかわらず、適用企業の立地が、新たに市内に本社（商業登記簿に登録した本店をいう。）を設置するものに係るものであり、かつ、規則で定める要件を満たすものである場合には、5,000万円を超えない範囲内で規則で定める額を本社立地加算金として前項の立地奨励金に加算する。

（雇用促進奨励金の交付）

第7条 市長は、適用企業が立地に伴い新たに雇用した常勤の従業員（当該立地の日の6月前の日以後に雇用した者に限る。）のうち、次に掲げる要件を全て満たす者が5人以上いるときは、当該適用企業に対し、50万円に当該従業員の数を乗じて得た額に相当する額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）を雇用促進奨励金として交付するものとする。

- （1）雇用期間の定めがなく、当該立地に係る事業所に引き続き1年以上雇用されていること。
- （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条に規定する被保険者であること。
- （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であることについて、同法第9条第1項に規定する確認を受けた者であること。
- （4）申請の日の1年前の日から申請の日まで引き続き本市に住所を有する者であること。

（雇用促進奨励金の交付申請）

第8条 雇用促進奨励金の交付を受けようとする適用企業は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を審査し、雇用促進奨励金の交付を決定したときは、速やかにその旨を当該申請をした適用企業に通知するものとする。

（奨励措置の適用回数）

第9条 第5条から第7条までの規定による奨励措置の適用は、一の事業所に係る立地につき、それぞれ1回限りとする。

2 前項の回数の算定方法は、規則で定める。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、適用企業が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第4条第2項の規定による決定又は第8条第2項の規定による決定（以下「決定」と総称する。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により決定を受けたとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 当該立地の日から起算して10年に満たない間に当該立地に係る事業の全部を休止し、又は廃止したとき（第12条の規定による承継に伴い廃止した場合を除く。）。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により決定の全部又は一部を取り消された企業等は、奨励措置により交付された奨励金等の全部又は一部に相当する額を市に返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(報告等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、適用企業に対し、事業若しくは雇用状況等についての報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。

(地位の承継)

第12条 相続、営業譲渡、合併、分割その他の事由により適用企業が行っていた決定に係る事業を承継した企業等は、市長の承認を受けて、当該適用企業の地位を承継することができる。

(企業等の誘致等に係るその他の奨励措置)

第13条 市は、企業等の誘致の促進及びこれによる本市の産業の振興を図るため、この条例に定めるもののほか、予算の範囲内において、次に掲げる奨励措置を講ずるものとする。

- (1) 適用企業の立地に伴い必要となる建設工事等に当たり、市内の事業者の活用を図ることに係る奨励措置
 - (2) 適用企業の立地に当たり、その従業員が新たに市内に住宅を所有することに係る奨励措置
- (委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(小田原市企業立地促進条例の廃止)

- 2 小田原市企業立地促進条例（平成17年小田原市条例第2号。次項において「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、旧条例第5条第2項の規定により決定された奨励措置については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（令和2年3月31日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の小田原市企業誘致推進条例（以下「旧条例」という。）第2条第6号ア又はイに該当する立地に係る土地を取得し、若しくは賃借し、又は当該立地に係る家を新築し、取得し、若しくは賃借した企業等及び同日前に同号ウに該当する立地を行った企業等に係る旧条例第4条第1項に規定する奨励措置については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和3年3月31日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の第2条第4号に規定する立地を行った企業等に係る奨励措置については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に小田原市企業誘致推進条例第2条第4号に規定する立地を行った企業等に係る奨励措置については、なお従前の例による。